

## 目 次

## 憲 法

日本國憲法

## 第一編 健康保険関係

健康保険法	二七
健康保険法施行令	二八
健康保険法施行規則	二九
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養	三〇
健康保険法第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第三項の規定に基づき厚生大臣の指定する疾病	三一
健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	三二
健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付	三三
健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病	三四

## 第二編 厚生年金保険関係

厚生年金保険法	三五
厚生年金保険法（抄）〔昭和60年改正前〕	三六
厚生年金保険法施行令	三七
厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	三八
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令	三九
厚生年金保険法施行規則	四〇
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（抄）	四一

健康保険法施行規則第九十八条规定第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二四〇

健康保険法施行規則第一百六条第一項第八号及び第一百七十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二四一

健康保険法施行規則第一百六条第二項第三号及び第一百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二四二

健康保険法施行規則第一百六条第二項第三号及び第一百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二四三

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令 ..... 九三  
平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令 ..... 九九

### 第三編 船員保険関係

船員保険法 ..... 九三

船員保険法施行令 ..... 一四三

船員保険法施行規則 ..... 一四六

船員法 (抄) ..... 一八一

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令 ..... 二六五

### 第四編 国民健康保険関係

国民健康保険法 ..... 一七一

国民健康保険法施行令 ..... 一三五

国民健康保険法施行規則 ..... 一三七

### 第五編 国民年金関係

国民年金法 ..... 一三七

国民年金法 (抄) (昭和60年改正前) ..... 一四九

国民年金法施行令 ..... 一四九

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (抄) (昭和61年) ..... 一五〇

一五〇

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成元年) ..... 一六四  
国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成六年) ..... 一六九  
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令 ..... 一七四

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令 ..... 一七四

国民年金法施行規則 ..... 一六六  
老齢福祉年金支給規則 ..... 一七七  
国民年金基金令 ..... 一七七  
国民年金基金規則 ..... 一七七

### 第六編 社会保険関係参考法規

社会保険審査官及び社会保険審査会法 ..... 一七八

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令 ..... 一九一

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則 ..... 一九一

確定拠出年金法 ..... 一九一

確定給付企業年金法 ..... 一八四

年金積立金管理運用独立行政法人法 (抄) ..... 一八四

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令 (抄) ..... 一八四  
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (抄) ..... 一八四

日本年金機構法 ..... 一八六

一八六

**第二分冊 第七編～第十四編**

目 次

年金生活者支援給付金の支給に関する法律	一八〇
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令	一九〇
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則	一九二
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律	一九六
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令(抄)	一九七
厚生年金保険の保険給付に係る時効の特例等に関する法律	一九八
厚生年金保険の保険料の納付の特例等に関する法律	一九九
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(抄)	二〇〇
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則	二〇一
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律	二〇二
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(抄)	二〇三
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則	二〇四
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	二〇五
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則	二〇六
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則	二〇七
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則	二〇八
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則	二〇九
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則	二一〇
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	二一五
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令	二一九

第二編 厚生年金保險關係

# 厚生年金保険法

昭和二十九年五月一九日法律第二一五号  
 (昭和二六年法律第六〇号の全部改正)  
 最終改正令和五年六月一四日法律第一五三号  
 改正令和五年六月一四日法律第一五三号

## 【目次】

第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 被保険者
第一節 資格(第六条～第十八条の二)
第二節 被保険者期間(第十九条)
第三章 標準報酬額及び標準賞与額(第二十一条～第二十六条)
第四章 届出記録等(第二十七条～第三十一条) (三)
第五章 保険給付
第一節 通則(第三十二条～第四十一条)
第二節 老齢厚生年金(第四十二条～第四十六条)
第三節 障害厚生年金及び障害手当金(第四十七条～第五十七条)
第四節 遺族厚生年金(第五十八条～第七十二条)
第六章 保険給付の制限(第七十三条～第七十一条)
第七章 特例(第七十八条の十三～第七十八条の二十二)
第八章 離婚等をした場合における特例(第七十八条の二～第七十八条の十二)
第九章 被扶養配偶者である期間についての規定
第十章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置(第七十九条)

成通況財政の見現	財政の均衡	管掌改定年額のこの目的	第四章の二 積立金の運用 第七十九条の二～第一七十九条の(四)
第三章の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例(第七十八条の二十～第七十八条の三十七)	第三章の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。	第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という)の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬(第二十一条～第二十六条の二の第一項の規定による基礎年金額に規定する標準報酬をいう。以下この項において同様)、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であった期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第九十四条の二の第一項の規定による基礎年金額の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務、厚生労働大臣	第二条の五 各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
第三章の四 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。	二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という)の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬(事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者に係る期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)による基礎年金額の負担、第二号厚生年金被保険者に係る保険料及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。	二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という)の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬(事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者に係る期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)による基礎年金額の負担、第二号厚生年金被保険者に係る保険料及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。	二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という)の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬(事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者に係る期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)による基礎年金額の負担、第二号厚生年金被保険者に係る保険料及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。
第三章の四 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。	三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」とい	三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」とい	三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」とい

実施機関

表しなければならない。

この法律における実施機関は、次の各号に定

めるとする。

一 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という)の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬(第二十一条～第二十六条の二の第一項の規定による基礎年金額に規定する標準報酬をいう。以下この項において同様)、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であった期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第九十四条の二の第一項の規定による基礎年金額の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務、厚生労働大臣

二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という)の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬(事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者に係る期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)による基礎年金額の負担、第二号厚生年金被保険者に係る保険料及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。

三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者の被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」とい

險者」というの資格、第三号厚生年金被保險者に係る標準報酬、事業所及び被保險者期間に係る国民年金法第九十四条の第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の第五項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保險者間に係る保険料その他の法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保險者の保険料に係る運用に関する事務、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

による。〔委〕第二項 政令命令。〔委〕第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保険料納付済期間 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。

二 保険料免除期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。

三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いなる名称であるかを問わず労働者が、労働の対償として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び月を超える期間ごとに受けるもの、この限りでない。

四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いなる名称であるかを問わず労働者が、労働の対償として受ける全てのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

二 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

#### 第四条及び第五条 刪除

## 第二章 被保險者

### 第一節 資格

四 私立学校教職員共済法 昭和二十八年法律第一百四十五条の規定による私立学校教職員共済制度の加入たる厚生年金保険の被保險者（以下「第四号厚生年金被保險者」という。）の資格、第四号厚生年金被保險者に係る標準報酬、事業所及び被保險者期間、第四号厚生年金被保險者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保險者期間」といふ。）に基づくこの法律による保険給付、該当保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保險者に係る国民年金法第九十四条の第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の第五項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保險者期間に係る保険料その他の法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保險者の保険料に係る運用に関する事務、地方公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、

その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第一号又は第三号に定められた者のうち政令で定めるものに行ふ。

〔委〕第二項 政令命令。

〔委〕第三条 この法律において、次の各号に定められた用語の意義は、それぞれ当該各号に定められたものによる。

一 保険料納付済期間 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。

二 保険料免除期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。

三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いなる名称であるかを問わず労働者が、労働の対償として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び月を超える期間ごとに受けるもの、この限りでない。

四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いなる名称であるかを問わず労働者が、労働の対償として受ける全てのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

二 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

三 前号に掲げるものほか、国、地方公共團体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時從業員を使用するもの

三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下單に「船舶所有者」といふ。）に使用される者が乗組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。）

前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、

二 適用事業所の事業主とみなす。

三 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

備の事業  
ハ 鉱物の採掘又は採取の事業  
ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業  
ホ 貨物積卸しの事業  
ト 焚却、清掃又は殺の事業  
チ 物の販売又は配給の事業  
リ 金融又は保険の事業  
ヌ 物の保管又は貸貸の事業  
ル 媒介斡旋の事業  
ヲ 集金、案内又は広告の事業  
ワ 教育、研究又は調査の事業  
カ 助産その他医療の事業  
ヨ 病院又は報道の事業  
タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業  
レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされる  
業法（平成七年法律第六十六号）に定める更生保護事業  
シ 船員、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされ  
れる者。以下單に「船員所有者」といふ。）に使  
用される者が乗組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。）

一 一次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの  
イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は  
解体の事業  
ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造  
保有、修理、変更、破壊、解体又はその準

被保険者	4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十一条第二項の規定による被保険者は、厚生年金保険の被保険者とならない。）
	第七条 第二項第一号～四号又は第六号の適用事業所が、その事業所について同条第三項の認可があつたものとみなす。

被保険者	第八条 第六条第三項の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。
	2 前項の認可を受けるときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十一条第二項の規定による被保険者は、厚生年金保険の被保険者としない。）

資格喪失の時期	の資格喪失の要件に該当するもの
一 一日雇い入れられる者	一 勤務の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。
口 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用され	第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険の被保険者としない。
二 所在地が一定しない事業所に使用される者	一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。
三 季節的業務に使用される者（船舶所有者によることが見込まれないもの）	ただし、イに掲げる者については一月を超え、ロに掲げる者については定めた期間を超えて、引き続き使用されるに至った場合を除く。
四 臨時の事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。	四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者）であつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間に於ける所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間に所定労働時間の四分の三未満である労働者）	四 臨時の事業の事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者をいう。以下この号において同じ）又はその一月間に所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間に所定労働日数の四分の三未満である労働者
第六条適用事業所以外の事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	第五条 第十九条又は第十一条第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
第七条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	第六条 第十九条又は第十一条第一項の規定による被保険者は、当該事業所に使用される者（第十一条第二項の規定による被保険者は、厚生年金保険の被保険者とならない。）
第八条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	第七条 第二項第一号～四号又は第六号の適用事業所が、その事業所について同条第三項の認可があつたものとみなす。
第九条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	第八条 第六条第三項の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。
第十一条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	2 前項の認可を受けるときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十一条第二項の規定による被保険者は、厚生年金保険の被保険者としない。）
第十二条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	二 その事業所又は船舶に使用されなくなつたとき。
第十三条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	三 第八条第一項又は第十二条の認可があつたとき。
第十四条適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができる。	四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

被保険者の  
資格の確認  
の種別に係る  
変更がなされた  
場合における被  
保険者の資格の確  
認

**第十五条** 同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別（第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保險者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ）に変更がある場合には、前二条の規定は被保険者の種別ごとに適用する。

**第十六条及び第十七条** 削除

**第十八条** 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

**第十九条** 被保険者期間

第十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに

得喪  
農業  
の資格による  
被保険者の種別

**第二十条** 第二号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかるわらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

**第二十一条** 第二号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至ったときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

標準報酬月額

第五級	第四級	第三級	第一級	第一級	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	
一一八、〇〇〇円未満	一二〇、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円未満	一四二、〇〇〇円以上	一四二、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満	八八、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円未満	一二〇、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
一一八、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円未満	一四二、〇〇〇円以上	一四二、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満	八八、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円未満	一二〇、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
一一八、〇〇〇円未満	一二〇、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円未満	一四二、〇〇〇円以上	一四二、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満	八八、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円未満	一二〇、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満

第二十四級	第三級	第三級	第二級	第二級	標準報酬月額														
四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満	二四〇、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
三四五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満	三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満

第二五級	四五〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四九五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 五五五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	六一〇、〇〇〇円	五六五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円以上

被保険者の資格を取得した際の決定

2 每年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続するときと認められるときは、その年の九月一日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参考して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

定期決定

第二十一条 実施機関は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限る）の標準報酬月額を算定した額の合算額によつて算定した額を受ける場合に、その期間に従事し、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日厚生労働省令で定める者にあつては、一日。第二十三条第一項、第二十三条の二（第二項及び第二十三条の三第一項において同じ。）に満たない月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の

改定

2 每年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続するときと認められるときは、その年の九月一日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参考して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行

改定	改定	改定
2 每年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続するときと認められるときは、その年の九月一日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参考して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行	第一項 厚生労働省令 第九条の六	第一項の規定は、六月一日から七月一日までに被保険者の資格を取得した者及び第二十一条、第二十二条の二又は第二十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべきとした者があるときは、次の各号に規定する額を標準報酬月額として、標準報酬月額を決定する。 (秀) 第二十二条 実施機関は、被保険者の資格を取得した月の翌月から標準報酬月額を改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。実施機関は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）以下この項において「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業若しくは育児・介護休業法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準する措置若しくは育児・介護休業法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る）において同項第一号に規定する育児休業、国民公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十九号）第三条第一項（司法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）による育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、當該育児休業等を終了した日（以下「子」という。）において育児介護休業法第二条第一号に規定するその他のこれに類する者として政令で定めるもの（第二十六条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三年に満たないものを受けた場合において、その使用された事業所の事業主を経

改定	改定	改定
2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。実施機関は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）以下この項において「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業若しくは育児・介護休業法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準する措置若しくは育児・介護休業法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る）において同項第一号に規定する育児休業、国民公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十九号）第三条第一項（司法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）による育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、當該育児休業等を終了した日（以下「子」という。）において育児介護休業法第二条第一号に規定するその他のこれに類する者として政令で定めるもの（第二十六条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三年に満たないものを受けた場合において、その使用された事業所の事業主を経	3 第二項の規定は、六月一日から七月一日までに被保険者の資格を取得した者及び第二十一条、第二十二条の二又は第二十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべきとした者があるときは、次の各号に規定する額を標準報酬月額として、標準報酬月額を決定する。 (秀) 第二十二条 実施機関は、被保険者の資格を取得した月の翌月から標準報酬月額を改定する。	